

舞鶴市は

新婚さんの 新生活を 応援します!!

新婚世帯支援事業補助金
最大60万円



対象

- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出した世帯
- ・夫婦の両方または一方が39歳以下
- ・夫婦の両方または一方が舞鶴市に住所を有する
- ・夫婦の前年所得が500万円未満で、市税等の滞納がない

対象 経費

住宅の購入・リフォーム・賃借・引越しに要する費用
*リフォームは両方39歳以下の世帯が対象

補助 金額

- | | |
|-----------------------|------|
| ・夫婦とも29歳以下の世帯 | 60万円 |
| ・夫婦とも39歳以下の世帯 | 30万円 |
| ・夫婦の一方が39歳以下で移住者のある世帯 | 30万円 |
| ・夫婦の一方が39歳以下の世帯 | 18万円 |

※実際に要した費用が上限額に満たない場合は、千円未満切捨て

受付 期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※ただし、予算がなくなり次第終了します

【申請・お問い合わせ】

舞鶴市生涯学習推進課

TEL : 0773-68-9223

Mail : relation@city.maizuru.lg.jp

補助金の交付条件については、
生涯学習推進課へお問い合わせ

いただくか、市HPをご確認ください。

《HPはこちら》



対象要件フローチャート



はい



いいえ

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に、
婚姻届を提出した世帯



夫婦の両方または一方の住民票が舞鶴市にある



婚姻届提出日または受理証明書交付日において、
夫婦の双方または一方が**39歳**以下である



夫婦の合計所得が**500万円未満**である



舞鶴市及び京都府に対し、税の滞納がない



過去に本補助金や、他の自治体で同様の新婚生活支援に関する
補助金等の交付を受けていない



申請する費用は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの
間に、新生活に伴う住居の購入・*リフォーム・賃借・引越しに
要した費用である
* 両方39歳以下が対象



夫婦とも
29歳以下

夫婦とも39歳以下または、
夫婦の一方が39歳以下で移住者がいる

夫婦の一方が
39歳以下

最大60万円

最大30万円

最大18万円

交
付
対
象
外

※詳しくは生涯学習推進課へお問い合わせください